

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年 6月19日
【会社名】	モジュール株式会社
【英訳名】	modulat inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 松村 明
【本店の所在の場所】	東京都港区芝五丁目25番11号
【電話番号】	03-3454-2061
【事務連絡者氏名】	ファイナンス&アカウンティング サービス マネージャー 本間 浩一
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝五丁目25番11号
【電話番号】	03-3454-2061
【事務連絡者氏名】	ファイナンス&アカウンティング サービス マネージャー 本間 浩一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

平成27年6月18日開催の当社第16回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成27年6月18日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金20円 総額 25,450,000円

効力発生日

平成27年6月19日

第2号議案 定款一部変更の件

- (1) 今後の業務範囲拡大および新分野への展開に備えるため、事業目的を追加するものであります。
- (2) 当社の事業年度は、毎年4月1日から3月31日までとしておりますが、当社の事業管理等において効率的な業務執行を図るため、当社の事業年度を毎年6月1日から5月31日までに変更し、あわせて関連規定について所要の変更を行うものであります。  
なお、本議案が原案通り承認可決された場合には、第17期事業年度は、平成27年4月1日から平成28年5月31日までの14カ月間の決算期間となります。
- (3) 取締役会の決議要件に関する特別規定につき、これまでの運用状況、今後の想定その他を総合考慮し、法令の定める決議要件とするため、当該特別規定を削除するものであります。
- (4) 平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律（平成26年法律第90号）」により責任限定契約を締結できる会社役員（監査役）の範囲が変更されました。これに伴い、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役についても、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、取締役及び監査役の損害賠償責任の一部免除に関する現行定款第33条の規定の一部を変更するものであります。なお、このうち取締役の責任免除に関する部分の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (5) 上記事業年度の変更に関する経過措置として、新たに附則を設けるものであります。
- (6) その他、条文の削除に伴い条数の変更を行うものであります。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役 河邊 義正氏は、本株主総会終結の時をもって辞任されますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	7,642	4	-	(注)1	可決 99.47
第2号議案	7,640	6	-	(注)2	可決 99.44
第3号議案 貝沼 彩	7,641	5	-	(注)3	可決 99.45

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以 上